

知って
いますか？

自転車安全利用五則

自転車の主な交通ルール

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。そして、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
(通行部分が指定されていない歩道、普通自転車の場合)



2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では信号に従い、青信号でも周囲の安全を確認しましょう。

一時停止のある交差点では必ず一時停止しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間はライトをつけなければなりません。
自転車に乗る前にライトがつくか点検しましょう。

4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。
※酒気帯び運転(基準値以上)、酒酔い運転は、
道路交通法上の罰則の対象となります。

5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、全員が乗車用ヘルメットをかぶりましょう。また、幼児・児童の保護者は、幼児・児童が自転車を運転するときには、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

頭にあったヘルメットを、「先端はまゆ毛の上あたりで水平に」、「あごひもは指が1~2本入る程度に調整」して着用しましょう。

※SGマークやJCFマーク等の安全基準を満たしたヘルメットを選びましょう。

ツバの付いたタイプや帽子型など、
おしゃれなヘルメットも増えています！



カギ付きの袋も
保管に便利!

